

## 審査の結果の要旨

氏名 堤 可奈子

本論文は、平成の大合併を契機に導入された自治体コミュニティ制度（以下地域住民自治型まちづくり制度）を対象として、以下の各点を明らかにすることを目的としている。第一に、地域住民自治型まちづくり制度の波及の実態と制度の特性を捉えること。第二に、制度の運用実態を分析し、制度の成果と課題を明らかにすること。第三に、当該制度の可能性を論じること、である。

審査会においては、まず本論文の社会的意義、研究目的の妥当性について審議を行った。当該制度は、人口減少・高齢化が進展する我が国において、基礎自治体が公共サービスに必要な資源を獲得していくことが困難となる状況の中、住民の基本的な生活を支える公共サービスやコミュニティ活動を住民自身で維持・創出していくということを目的として創設されたものであり、我が国の都市および農村の管理運営において、重要な役割を果たす可能性がある制度である。これについて先行した研究の蓄積は少なく、本論文においてその課題と可能性を明らかにすることについては、社会的意義が高いことが確認された。

次いで分析の視点及び研究方法論の妥当性について審議を行った。当該制度が、住民自身による様々な事業活動を引き出すことに狙いがあることから考えて、①地域課題の発見、深化、共有、②地域課題解決に向けた事業の組み立て、③育成支援（主体形成）、の3つの視点は妥当と考えられることが確認された。また制度の運用実績を分析しその課題と可能性を検討するにあたり、まず全国における普及状況を把握し、その上で事例群の類型化を行い、各類型から典型事例を抽出し、詳細分析を上記の視点にもとづいて行うことには、制度全体の抱える課題を明らかにする観点から合理性があることが確認された。

その上で、本論文において著者が指摘している知見の有用性および新規性について審議を行った。本論文では、まず、地域住民自治型まちづくり制度の普及状況について、全国自治体へのアンケート調査を通じて、1)全国の自治体の10%を超える101自治体が当該制度を導入しており、2)導入自治体の69.5%が人口15万人未満の地方中小都市であること、3)制度導入により住民の自立性や連携の高まりを確認できる一方で、地区の特性が反映された事業が展開されない

など、住民が実施する事業の成果に関する課題があることを指摘している。そして、制度を構成する要素毎の規定内容から、当該制度は、行政計画-事業実施型（47.9%）と、住民計画-実施型（38.0%）、および計画提案-実施型（14.1%）の3つに大きく類型できるものの、同じ型にある制度であっても規定内容には自治体毎の工夫がみられ、多様であることを明らかにした。

次いで、上記3類型の典型事例に関する分析を行い、以下の各点を明らかにした。行政計画-事業実施型（兵庫県丹波市「地域づくり事業」）に対する分析からは、行政主導で計画を策定する方式である当該類型においても、自治体内の地区の多様性に対応する形で、本制度運用に直接関与した主体や補助金を活用した事業のみならず、関連する事業制度を活用することが必要であることなどが判明した。住民計画-実施型制度（岩手県花巻市「小さな市役所」）に対する分析からは、各地区に支援担当職員を配置し常駐させることで、各地区の状況に応じた仕組みづくりと制度運用のサポートが可能となっているが、支援担当職員の力量によって成果に違いが生じていることなどが判明した。計画提案-実施型制度（三重県伊賀市「住民自治のしくみ」）の分析からは、域住民自治組織は、多様な主体の意向調整に基づき、地区を代表して、公共政策形成のための意見を表明する主体として位置づけられるため、地区レベルにおいては既存の団体との役割分担や新たなガバナンスの構築が課題となっていることなどが明らかになった。

そして、以上の制度運用上の課題を踏まえ、当該制度を地域の実情に応じて制度設計することを通じた多様なコミュニティのあり方を模索することの可能性、当該制度による地域課題に応じた多様で効果的な市民活動の創出の可能性、これら多様なコミュニティのあり方や市民活動を活かすことで、地域主権の自治体運営が進む可能性について指摘している。

これら本研究から得られた知見は、特に地方都市における地域づくりにとって有用であり、かつ新規性があることが確認された。

以上の通り、本論文は、研究の目的の妥当性、分析視点・方法論の妥当性・合理性、得られた知見の有用性と新規性の各点から、高く評価された。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。